

第31号議案

令和5年8月18日
任用給与課

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について

警視総監より申請のあった標記の件について、申請（別添）のとおり承認する。

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程

組織改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支給の範囲及び額 第2条	【組織改正に伴う改正】 刑事部捜査第一課の組織改正に伴い、給料の調整額の支給を受ける職員に「特殊犯捜査第三係」を追加
施行期日 附則	令和5年10月1日

<参考>

- 警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程（令和5年10月1日改正）
 新旧対照表抜粋

(改正案)

(現行)

課	課長代理担当	係	分掌事務
捜査第一	第一特殊犯捜査	特殊犯捜査第一	1 誘拐、人質立てこもり（航空機等の強取事件を含む。）等に係る犯罪の捜査に関する事。
		特殊犯捜査第二	2 電話及び文書による恐喝、脅迫等に係る犯罪の捜査に関する事。
		特殊犯捜査第三	3 特殊犯に係る重要特異な事件の捜査に関する事。
			4 特命事件の捜査に関する事。
第二特殊犯捜査	(削除)		1 <u>航空機の事故事件の捜査に関する事。</u>
			2 <u>列車等の事故事件の捜査に関する事。</u>
			3 <u>爆破事件及び爆発事故事件の捜査に関する事。</u>
		特殊犯捜査第四	4 <u>産業災害等に係る業務上過失致死傷事件の捜査に関する事。</u>
		特殊犯捜査第五	

課	課長代理担当	係	分掌事務
捜査第一	第一特殊犯捜査	特殊犯捜査第一	1 誘拐、人質立てこもり（航空機等の強取事件を含む。）等に係る犯罪の捜査に関する事。
		特殊犯捜査第二	2 電話及び文書による恐喝、脅迫等に係る犯罪の捜査に関する事。 (新設)
		(新設)	(新設)
第二特殊犯捜査	特殊犯捜査第三		1 <u>航空機の事故事件の捜査に関する事。</u>
			2 <u>列車等の事故事件の捜査に関する事。</u>
			3 <u>爆破事件及び爆発事故事件の捜査に関する事。</u>
		特殊犯捜査第四	4 <u>産業災害等に係る業務上過失致死傷事件の捜査に関する事。</u>
		特殊犯捜査第五	1 特殊犯に係る重要特異な事件の捜査に関する事。 2 特命事件の捜査に関する事。

監.警.給.審第4263号
令和5年8月9日

東京都人事委員会 殿

警視總監
小島裕史
(公印省略)

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について
(申請)

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例
(昭和26年東京都条例第75号)第9条第3項の規定に基づき、承認の申請を
します。

記

1 改正する訓令

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程(平成7年3月31日訓令
甲第16号)

2 改正の理由

警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程
の一部改正に伴い、上記訓令の関連箇所に所要の改正が生じたため

3 改正の内容

別添のとおり

4 施行年月日

令和5年10月1日

訓令甲第 号

組織整備に伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

警視総監 小 島 裕 史

組織整備に伴う関係訓令の整理に関する規程

(警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程(昭和38年8月1日訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

(中略)

(警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正)

第7条 警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表刑事部捜査第一課の項中「及び特殊犯捜査第二係」を「、特殊犯捜査第二係及び特殊犯捜査第三係」に改める。

(中略)

附 則

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成7年3月31日訓令甲第16号）新旧対照表

改正案	現行																												
<p>第1条（現行のとおり） （支給の範囲及び額） 第2条（現行のとおり）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">範囲</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">調整額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">勤務所属</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">警備部警備第一課 及び警備部警護課</td> <td style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">刑事部捜査第一課</td> <td style="vertical-align: top;">警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係、<u>特殊犯捜査第二係</u>及び<u>特殊犯捜査 第三係</u>の項に規定する分掌事務に係る 業務に従事することを本務とし、かつ、 常態として専従する警察官</td> <td style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">警視庁科学捜査研 究所</td> <td style="text-align: center;">（現行のとおり）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条（現行のとおり）</p>	範囲		調整額	勤務所属	職員	警備部警備第一課 及び警備部警護課	（現行のとおり）		刑事部捜査第一課	警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係、 <u>特殊犯捜査第二係</u> 及び <u>特殊犯捜査 第三係</u> の項に規定する分掌事務に係る 業務に従事することを本務とし、かつ、 常態として専従する警察官	（現行のとおり）	警視庁科学捜査研 究所	（現行のとおり）		<p>第1条（略） （支給の範囲及び額） 第2条（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">範囲</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">調整額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">勤務所属</th> <th style="text-align: center;">職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">警備部警備第一課 及び警備部警護課</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">刑事部捜査第一課</td> <td style="vertical-align: top;">警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係及び<u>特殊犯捜査第二係</u>の項に規定す る分掌事務に係る業務に従事すること を本務とし、かつ、常態として専従す る警察官</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">警視庁科学捜査研 究所</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条（略）</p>	範囲		調整額	勤務所属	職員	警備部警備第一課 及び警備部警護課	（略）		刑事部捜査第一課	警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係及び <u>特殊犯捜査第二係</u> の項に規定す る分掌事務に係る業務に従事すること を本務とし、かつ、常態として専従す る警察官	（略）	警視庁科学捜査研 究所	（略）	
範囲		調整額																											
勤務所属	職員																												
警備部警備第一課 及び警備部警護課	（現行のとおり）																												
刑事部捜査第一課	警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係、 <u>特殊犯捜査第二係</u> 及び <u>特殊犯捜査 第三係</u> の項に規定する分掌事務に係る 業務に従事することを本務とし、かつ、 常態として専従する警察官	（現行のとおり）																											
警視庁科学捜査研 究所	（現行のとおり）																												
範囲		調整額																											
勤務所属	職員																												
警備部警備第一課 及び警備部警護課	（略）																												
刑事部捜査第一課	警視庁本部の課長代理の担当並びに係 の名称及び分掌事務に関する規程（昭 和38年8月1日訓令甲第18号）別 表6 刑事部捜査第一課特殊犯捜査第一 係及び <u>特殊犯捜査第二係</u> の項に規定す る分掌事務に係る業務に従事すること を本務とし、かつ、常態として専従す る警察官	（略）																											
警視庁科学捜査研 究所	（略）																												